

Title	続契約解除論 (一)
Sub Title	
Author	神戸, 寅次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1029(1)- 1048(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19200801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應大學教授 鹿子木員信著 (最新刊)

四六版高雅天全裝幀插畫及地圖入
價二圓六十錢 (送料十二錢)

佛蹟巡禮行

所詮人の世は夢幻也と觀じて、最近世界戦争の人類に及ぼしたる慘禍に目を蔽ひ、孤影蕭然として佛陀の國印度の奥に、今も尙ほもの懐しき無憂樹の美果を搜らんとした、著者の情操濃やかな巡禮記行である。豊麗な文字と幽玄な哲學とを兼ね備へた近時出色の好文字……

内容略目 門途―成道摩―伽耶山―尼連禪河―菩提樹下の金剛座と大塔―前正覺山―バタリクトラ城―王舍城―竹林精舎―毘布羅山―靈鷲山登山―那爛陀精舎―ベナレス―鹿野苑―五種種佛の察塔波―ダヌク塔―佛敎藝術―佛滅拘絺羅―涅槃地―ヒンハラ―莊美のヒマラヤ―祇園精舎の遺址―外十數項

摘録目録 佛陀伽耶大塔小塔―菩提樹下成道の佛像―佛陀伽耶―前正覺山佛留影の石室―毘布羅山上佛敎精舎の遺址―王舍城―茅葺城々址―發掘されたる那爛陀精舎―同菩薩堂―那爛陀菜園中の出城太子の石像―鹿野苑五種種佛の察塔婆―巡行の佛像―カシヤ行の駱駝車―シヨラツトガシンの印度村落―ネパル國タリハワの官衙―祇園精舎の遺址 (以上コロタイプ、寫真版)

佛蹟地圖 二葉 (附録、石版刷)

大 燈 閣 株式會社 東京區橋本三丁目 振替 東京三六一八 大阪二七五一

三田學會雜誌 第十四卷 第八號

論 說

續 契 約 解 除 論 (一)

神 戶 寅 次 郎

契約解除論(本誌第十四卷第一號乃至第六號)に於ては便宜上主として我民法第五百四十五條第一項但書の規定即ち第三者の權利を害することを得すと云へる規定の解釋を爲し同時に契約解除の效力如何の問題は二箇の根本問題即ち辨濟の性質如何と云へる問題と物權契約の性質如何と云へる問題との解決を前提とする旨を述へるして辨濟を爲すにつき當事者か其當事者間に物權契約を締結することを要する場合には其辨濟行爲は辨濟意思を組織分子と爲す所の法律行爲なりと云へる旨

を論證し置けり、今此續契約解除論に於ては先づ物權契約の性質に付き略述し然る後に契約解除の效力に關する重要な問題に付き其概要を述べんと欲す。

二

元來所謂物權契約なるものは所謂有因行爲なりや又は所謂無因行爲なりやは我私法學界に於て年久しく研究せられたる問題なれども而も今日に於ても尙ほ未だ說一に歸するとなし、我國の有力なる學者は我國法上に於ても獨逸の國法上に於けると同じく物權契約は無因行爲なりと爲すものの如し(川名氏日本民法總論第一九六頁以下石坂氏民法研究第二卷第二六頁以下中島氏民法釋義卷ノ二)然れども此等の學者は物權契約か我國法上に於て何故に無因行爲なりやの精確なる理由を示すことなし殊に何等法典上の根據を擧ぐることなし蓋し論者は我國法上に於ては全く其根據を發見すること能はざるか爲めなり、余は從來我國の學問上に所謂物權契約なるものは所謂有因行爲たるの性質を有するものと爲し屢々之を主張し置きたれども、(法學志林第一四卷第四號拙著無因契約論拙著民法總則第一五二頁以下參照)更に亦本稿論述の必要上尙ほ物權契約か有因行爲たるの性質を有する所以を論證し置かんとす。

今此問題を論述するに當りては先づ所謂無因行爲なるものの意義及所謂物權契約なるものの意義如何に付き略述しおくの必要ありとす

從來學者は財産の出捐を内容とする法律行爲を二箇に區別して有因行爲(Kausale, materielle, individualisierte Rechtsgeschäfte)及無因行爲(Abstrakte, formale, reine Rechtsgeschäfte)と爲すを常とす而して此區別の標準は極めて大體に於て之を云へは出捐の目的即ち原因(Causa)を法律行爲の内容と爲すと然らざるとにありと説明するを常とす(Verl. Windscheid, p. 2 & 318, 319; Derbunz, p. I, 2 & 95; Regelsberger, civill. Erörterungen, I S. 138; Oertmann, Allgemeiner Theil, S. 300 fg.; Eneccerus, Lehrstoff zum Deutschen Bürgerl. Recht, I. Allgemeiner Teil, S. 105 fg.; etc.; 川名氏前掲一九三頁以下、石坂氏前掲第一卷、二五一頁以下三一頁、鳩山氏前掲四一頁、中島氏、四四三頁等)

然れども之に關しては從來少くとも二箇の方面に於て研究不正確なりしか爲めに所謂無因行爲其のものの意義も亦自ら不正確たるを免れず隨て人をして誤解を生せしむるの恐あるのみならず寧ろ其眞意を了解せしむること能はざるの恐なきにあらず其二箇の方面と云ふは法律行爲と法律上の效果との區別の方面及意思表示と法律行爲との區別の方面是なり

先づ法律行爲と法律上の效果との區別の方面に付き一言すへし。

元來人か出捐を爲すは既に屢々述べたるか如く其れ自身に於て目的にあらず他の目的を達するの手段なりとす而して此目的と云ふは即ち從來學者の謂ふ所の原因(Causa)なるものなりとす而して從來學者は其原因の重なるものとして三箇の種類を擧ぐるを常とす即ち贈與原因(causa donandi)債權原因(causa credendi)及辨濟原因(causa solvendi)是なり

今獨逸の學者は此原因なるものは之を主觀的及客觀的の兩方面より觀察することを得るものと爲し主觀的の意義に於ける原因は行爲の目的(zweck, absicht, ziel)なり而して客觀的の意義に於ける原因は其目的の實現(Verwirklichung des zwecks)なりと爲すを常とす(Derbürg^a)然るに從來の一般の用語例を見るに右の三箇のCausaの中causa solvendiに對立するの語としては學者はAnimus solvendi(辨濟意思)なる語を用ゆるを常とするにも拘らずcausa credendiに對立するの語としてはAnimus credendi(債權意思)なる語を用ゆること稀なり又causa donandiに對立するの語としてAnimus donandi(贈與意思)なる語を用ゆることも亦比較的になしとす隨て例へば或者は原因なる觀念を客觀的の意義に用ひ(Derbürg^a)或者は之を極めて曖昧なから主觀

的の意義に用ひ(Windscheid^a)又或者は之れを極めて明白に主觀的の意義に用ひたり(Enneccerus^a)即ち斯の如く原因なる觀念は從來の法學上或は法律要件分子を意味するものと爲し或は法律上の効果を意味するものと爲したるか故に隨て所謂有因行爲無因行爲なるものの意義も亦甚だ漠然として極めて曖昧たらざるを得ざるに至れり

又從來學者多くは財産の出捐(Vermögenszuwendungen)に關しては主觀的客觀的の兩方面より觀察することを爲さす一方より觀察して單に之を出捐と稱するに過ぎず然れとも原因なるものは通常は一の法律行爲の内容を爲し而して出捐なるものも亦其の同一の法律行爲の内容を爲すものなるか故に原因を主觀的客觀的の兩方面より觀察して或は法律要件分子と爲し或は法律上の効果と爲す以上は出捐なるものも亦之を主觀的客觀的の兩方面より觀察して或は法律要件分子と爲し或は法律上の効果と見るにあらざれば此等の分子を以て内容と爲す所の法律行爲其のものに關し又は其法律行爲の法律上の効果に關して正確なる觀念を形成すること能はざるは勿論なるべし

是故に余は出捐なるものも亦之を主觀的客觀的の兩方面より觀察して主觀的の意義に於ける出捐及客觀的の意義に於ける出捐換言すれば法律要件分子たる資格に於ける出捐と法律上の效果たる資格に於ける出捐との二者と爲すを便宜なりと認む

今之に基き例を擧げて主觀的及客觀的の意義に於ける出捐又は原因の意味を示せば即ち左の如し

甲か乙に對して一の特定物を金一千圓にて賣却するの申込を爲し乙か之に對して承諾を爲すときは茲に賣買契約なる債權契約が成立す今此場合に於て甲の申込は二個の意思表示より成る即ち一は特定物の所有權移轉の債務を負擔せんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の出捐、他の一は代金一千圓の債權を得せんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の原因(Animus Credendi) (此の Animus 文字は從來の法學上に於ては多く用ひられざるものなれども而も Causa Credendi に對立して茲に所謂主觀的の原因を指示するが爲めには此文字を用ゆるを適當なりと認む) 是なり而して乙の承諾も亦二箇の意思表示より成る即ち代金一千圓の債務を負擔せんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の出捐、他の一は特定物の所有權移

轉の債權を取得せんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の原因 (Animus credendi) 是なり

斯の如く賣買の債權契約が成立するときは茲に其法律上の效果が發生す而して此の法律上の效果は之を分析して指示するときは四箇となる、即ち、

(1) 甲の特定物の所有權移轉の債務の負擔、是れ即ち余の所謂客觀的の出捐なり
(2) 甲の代金債權の取得、是れ即ち余の所謂客觀的の原因にして從來の法學上に於て客觀的の意味に用ひられたる所謂 *causa credendi* なり

(3) 乙の代金債務の負擔、是れ即ち余の所謂客觀的の出捐なり

(4) 乙の特定物の所有權移轉の債權の取得、是れ即ち余の所謂客觀的の原因にして從來の法學上に於て客觀的の意味に用ひられたる所謂 *causa credendi* なり

今甲か自己の客觀的の出捐なる債務の履行を爲すに當りては二個の意思表示を爲すものとす即ち一は特定物の所有權の移轉を爲さんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の出捐、他の一は債務を消滅せしめんとするの意思表示にして即ち辨濟意思(Animus solvendi)の表示、余の所謂主觀的の原因是なり (元來此點は從來の一大問題なれ)

ども余は既に本誌第十四卷第一號乃至第六號の契約(而して乙も亦二個の意思表示を解除論に於て辨濟意思は辨濟の條件なりと論斷せり)而して乙も亦二個の意思表示を爲すものとす即ち一は債權を消滅せしめんとするの意思表示にして余の所謂主觀的の出捐(此場合には從來の法學上に謂ふ所の Animus solvendi なる語は之を用ゆること示すが爲めに之を用ゆることを得ず單に主觀的の出捐の意味に於て之を用ゆることを得るに過ぎず何となれば乙より立言するときは此意思表示は出捐の意思表示に外ならざるなり)他の一は特定物の所有權移轉を受領せんとする意思表示にして余の所謂主觀的の原因(此場合には從來の法學上に謂ふ所の Animus solvendi なる語は絶對に之を用ゆる因に外ならざれども而も債權の消滅)是なり

今此の履行行爲が完成するときは茲に其法律上の效果が發生す大體に於て之を云へば外界に二個の變動が生ず即ち既存の債權債務の消滅と云へる變動及特定物の所有權移轉と云へる變動是なり更に之を詳言すれば外界に四個の變動が生ずるものとす即ち

(1) 特定物の所有權が甲より離脱すると云へる變動、此變動は即ち余の所謂客觀的の出捐なりとす

(2) 甲か既存の債務を免ると云へる變動、此變動は即ち余の所謂客觀的の原因

にして從來の法學上に於て客觀的の意味に用ひられたる所謂 causa solvendi なり

(3) 乙か既存の債權を喪失すると云へる變動、此變動は即ち余の所謂客觀的の出捐なり(然れども從來の法學上に謂ふ所の Causa solvendi なる語は此場合には之を用ゆることを得ず何となれば此變動は乙より立言するときは客觀的の出捐にして客觀的の原因にあらざる)

(4) 特定物の所有權が乙に付着すると云へる變動、此變動は即ち余の所謂客觀的の原因なり(然れども從來の法學上に謂ふ所の Causa solvendi なる語は此場合には之を用ゆることを得ず何となれば乙より立言するときは客觀的の原因に外ならざれども而も債權の消滅と云へる變動即ち solvendi に該當する變動にあらざるが故なり)

次に意思表示と法律行爲との區別の方面に付き一言すべし

近代の法學上に於ては意思表示と法律行爲とは全く別異の觀念に屬するか故に此二者は嚴然之を區別することを要すと云へることは何人も之を争ふことなし然れども各個の問題を研究するに當りては學者或は不知不識の間に此二者を混同し遂に種々の觀念を不正確ならしむるの例少からず有因行爲無因行爲の研究も亦其一例なりと云ふことを得へし

元來茲に謂ふ所の原因(Causa)なるものは嚴正に云ふときは只單に當事者一方

の意思若くは意思表示に關してのみ意味を爲すことを得るに過ぎず故に合意若しくは法律行為に關しては全然何等の意味を爲すことなしとす然るに學者或は此理論を忘却して合意若くは法律行為に關しても亦原因(Causa)なるものか意味を爲すことを得るもの如く誤解せり以下に於て煩を避くるか爲めに先づ所謂主觀的原因のみに付き例を擧げて其誤解の存する理由を説明すへし

學者の中我者は Zweck Vereinbarung, Causa, 若くは Causal-Vereinbarung なる語を用ひ以て原因合意と云へる意味を表彰せんとせり(Enneccerus, a. a. O.; etc) 然るに此の所謂原因合意なるものか果して存在することを得るや否やと云ふに余は斯の如き事物は絶對に存在することを得ずと爲すものなり其理由如何と云ふに今此等の學者の説明する所によるも既に余の述べたる所と同じく主觀的原因と云ふは出捐なる手段に對する目的を意味するに外ならず隨て例へば賣主の側に付て云へば物の所有權移轉の債務負擔の意思表示は賣主の出捐なり而して代金債權取得の意思表示は右の出捐に對する賣主の原因なりとす又買主の側に付て云ふときは代金債務負擔の意思表示は買主の出捐なり而して物の所有權移轉の債權取得

の意思表示は右の出捐に對する買主の原因なりとす

今此例に於て右の學者か原因合意と命名せんと試る所のものは即ち(1)賣主の原因なる代金債權取得の意思表示と之に對する買主の同意(即ち買主の出捐なる代金債務負擔の意思表示)とより成る合意又は(2)買主の原因なる物の所有權移轉の債權取得の意思表示と之に對する賣主の同意(即ち賣主の出捐なる物の所有權移轉の債務負擔の意思表示)とより成る合意を云ふに外ならざるなり然れども此等の合意の各自は單に之を原因合意と稱すること能はさるのみならず又單に之を出捐合意とも云ふこと能はさるは勿論なりとす何となれば此等二個の合意の各自は一個の原因と一個の出捐とを以て其組成分子と爲すものなるか故なり若し當事者の一方の原因意思表示と他の一方の原因意思表示とが一の合意の組成分子を爲す場合ありとせば此の如き合意は之を原因合意意思と稱するも不可なかるへし而して又若し當事者の一方の出捐意思表示と他の一方の出捐意思表示とか一の合意の組成分子を爲す場合ありとせば此の如き合意は之を出捐合意と稱するも亦不可なかるへし然れども斯の如き意味の合意の生起することは絶對

に不可能なりとす何となれば合意なるものは單に同一の内容を有する二個の意思表示のみより成立することを得るものにして異別の内容を有する二個の意思表示より成立することは全然不可能なり然るに當事者一方の原因意思表示と他の一方の原因意思表示とは常に必然的に異別の内容を有し又當事者一方の出捐意思表示と他の一方の出捐意思表示とは亦常に必然的に異別の内容を有するものなること勿論なるか故なり是れ余が學者の謂ふ所の原因合意なるものの生起することは絶對に不可能なりと爲す所以なりとす

今何故に學者が斯の如き誤解を爲すに至りたりやと云ふ是れ一に學者が意思表示と合意若くは法律行爲とを混同せるに基因するものと云はざる可らず即ち意思表示には單に出捐のみを内容とするものあり又は單に原因のみを内容とするものあるか故に合意若くは法律行爲にも亦單に原因のみを内容とするものありべしと誤解したるか爲めなり從來の研究の不正確も茲に到て極まれりと云ふへし

又從來殆んど凡ての學者が所謂有因行爲無因行爲なるものの意味を説明して

左の如く論述するを常とす即ち大體に於て之を云へは

有因行爲とは原因を其内容と爲すものを云ひ無因行爲とは原因を其内容と爲さず之を其内容以外に置くものを云ふ或は他語を以て無因行爲とは原因より分離せられ又は抽出せられたるものを云ふと爲せり

元來所謂有因行爲なるものは通例二個の原因意思表示を悉く其内容と爲すか故に有因行爲に關する右の見解は必しも不當にはあらざれども而も所謂無因行爲に關する右の見解は全然不當なりと云はざる可らず何となれば既述の如く所謂無因行爲なるものは二個の意思表示を以て其組成分子と爲すものなれども其一個の意思表示は原因意思表示に外ならず隨て此原因意思表示は之を其内容以外に驅逐することを得ず若し之を其内容以外に驅逐せんとするときは其法律行爲の成立は絶對に不可能となるか故なり即ち如何なる法律行爲と雖も苟も合意より成る以上は其法律行爲は決して出捐意思表示のみより成ることなく常に必然的に少くとも一個の原因意思表示を以て其組成分子の中に加ふることを要するか故なり是故に無因行爲に關する右の見解も亦意思表示と合意若くは法律

行爲とを混同せるより來れる一大謬見なりと云はざる可らず

然らば所謂有因行爲、無因行爲なるものの正當なる意義如何と云ふに先づ第一に有因行爲、無因行爲なるものは孰れも法律行爲にして法律要件たるの資格を有するものなること勿論なりとす是故に其組成分子たるものは凡て皆法律事實ならざる可らず隨て法律上の效果なるものは絶対に其組成分子を爲すこと能はざるものと云はざる可らず此理由に依り其組成分子たるへき出捐又は原因は凡て主觀的の意義に於ける出捐又は原因ならざる可らず隨て客觀的の意義に於ける出捐又は原因は絶対に其組成分子を爲すこと能はざるものと云はざる可らず何となれば既述の如く余の所謂客觀的の意義に於ける出捐及一般に學者の謂ふ所の客觀的の意義に於ける原因なるものは法律上の效果に外ならざるか故なり第二に意思表示と二個若しくは二個以上の意思表示より成る所の合意とは嚴正に之を區別することを要す其理由は既に述べたるを以て再説せず

今此理論に基き所謂有因行爲無因行爲なるものの意義を述べれば
所謂有因行爲とは人か一の法律行爲を爲すに當り心理上自然的に生ずる所の

凡ての法律行爲的意思表示を以て其組成分子と爲すものを云ふ換言すれば通例二個の主觀的出捐と二個の主觀的原因とを以て其組成分子と爲すものを云ふ所謂無因行爲とは人か一の法律行爲を爲すに當り心理上自然的に生ずる所の法律行爲的意思表示の中より人工的に數個の意思表示のみを抽出し其の抽出せられたるもののみを以て其組成分子と爲すものを云ふ換言すれば通例單に一個の主觀的出捐と一個の主觀的原因とを以て其組成分子と爲すものを云ふなり

即ち之に依るときは從來の所謂有因行爲無因行爲なる名稱は正當にあらず何となれば此等二個の法律行爲は孰れも皆原因を以て其組成分子と爲すか故なり余は今適當なる名稱を發見すること能はず然れども從來用ひられたる名稱の中に於ては具體的法律行爲抽象的法律行爲なる名稱が比較的穩當なるへし(然れども本稿に於ては便宜上尙ほ以下に於ても從來の慣用語たる種々の名稱を用ゆることとせん)

是故に無因行爲なるものの成立は他の法律行爲の成立に對して一大特質を有するものと云はざる可らず即ち人か一の法律行爲を爲すに當り數個の法律行爲的意思表示か自然的に發生し而して此數個の意思表示の中より或意思表示のみ

か抽出せらると云へる事實の存在是なり是れ他の法律行為の成立に際しては生起すること能はざる現象なりとす是故に右の數個の意思表示の中より或意思表示か抽出せらるるときは少くとも事實上に於ては其抽出せられたる後に抽出せられざる意思表示か残存するものと云はざる可らず此理由に依り此の残存すべき意思表示か始より存在せざる場合即ち自然的に發生すること能はざる場合には無因行為なるものの生起することは絶對に不可能なりと云はざる可らず例へば養子縁組に關する意思表示の如きは其れ自身に於て手段にして又同時に目的なるか故に此場合に於ては抽出せらるべき意思表示と残存すべき意思表示とは之を分離すること能はざる可し隨て此場合には特に無因行為なるものは生起すること能はざるなり要するに無因行為なるものの成立は右の残存すべき意思表示の存在を必然的に前提と爲すものと云はざる可らず

是に於てか問題を生す即ち右の残存すべき意思表示の運命如何と云へる問題若くは残存すべき意思表示と抽出せられたる意思表示との關係如何と云へる問題是なり

元來無因行為なるものは右の抽出せられたる意思表示のみを以て其組成分子と爲すを特質とす是故に無因行為は右の残存すべき意思表示には何等關係する所なくして完全に成立し且完全に其效力を生ずること勿論なりとす然るに残存すべき意思表示は無因行為成立の瞬間に於て全然消滅するものと見るべきか又は尙ほ依然として存續するものと見るべきか本來無因行為の組成分子たる意思表示は既述の如く通例二者より成るものとす即ち一の出捐意思表示及一の原因意思表示是れなり而して残存すべき意思表示も亦通例一の出捐意思表示と一の原因意思表示なりとす是故に無因行為なるものか右の二者を組成分子と爲し以て一の法律行為を形成する以上は右の残存すべき意思表示か假りに法律上残存するものとせば此の二個の意思表示も亦自ら組成分子を爲し其れ自身に於て一種の無因行為なるものを形成するものと見ることを得べきか何となれば此等二個宛の意思表示は相互に對して抽出せられたることとなるか故なり然れども此等の諸問題に關しては重複を避くるか爲めに後に至り物權契約の性質を論述するに當り詳論することとせん

三

次に所謂物權契約の意義に付き略説すへし
先づ獨逸民法の下に於ける學者の所謂物權契約なるものに付き一言し然る後に我民法の下に於ける學者の所謂物權契約なるものに付き論述することとせん蓋し後述の如く此二者の間には甚大なる相違あるか故に之に關する法理も亦自ら相異ならざるを得ざるか故なり

獨逸民法は特に物權契約 (Dinglichen Vertrag) なる語を用ゆることなし單に合意 (Einigung) なる語獨逸民第八百七十三條第九百二十五條等を用ひたるに過ぎず即ち前者は單に學問上の語にして後者は法典上の語なり然れども此の二者の間には斯の如く單に學問上の語なると法典上の語なるとの相違あるのみならず他に極めて甚大なる相違あるなり即ち物權契約なるものは一の法律要件 (Thatbestand) たるの資格を有するものたり然るに之に反して合意なるものは單に一の法律事實 (Thatfache) たるの資格を有するに過ぎず尙ほ之を詳言すれば此合意なるものは他の一般の合意と同じく單に同一の内容を有する二個の意思表示のみより成立す

るものとす然れども其れ自身に於ては其意思表示若くは合意の内容に該當すべき法律上の効果を生せしむる力を有することなし蓋し既述の如く此合意は一の法律事實にして一の法律要件の一組成分子を爲すへき資格を有するに過ぎざるか故なり即ち此合意は斯の如き資格を有するに過ぎざるか故に一般の原則に依るときは一旦締結せらるるも而も尙ほ未だ拘束力を生せざることとなるへし隨て當事者の一方は尙ほ其意思表示を自由に撤回することを得ることとなるへし是故に獨逸民法は此危険を防止するの政策として特に所謂拘束形式 (Bindungsformlichkeit) なるものを設けたり(債を避くるが爲めに單に土地に關する權利變動のみに付て説述す)例へは其意思表示を裁判上公書するか如きは即ち其拘束形式の一つなりとす(獨逸民第八百七十三條第二項參照)
斯の如く此合意は其れ自身に於ては拘束形式の備はりたる場合に單に拘束力を生ずるに止まり本來の法律上の効果を生せしむること能はざるなり然れども此合意は登記(債を避けて單に土地に關する權利變動の場合のみに付て説述す)なる一の法律事實と相合體して一の法律要件を形成することを得るものたり而して此法律要件は即ち獨逸の學者の謂ふ所の物權契約なりとす是故に合意締結の時期と其内容に該當すべき法律上

の効果發生の時期と互に相異なるのみならず時には合意締結の時期と其拘束力發生の時期と其法律上の効果發生の時期との三者は各々相異なることありとす要するに獨逸の學者の謂ふ所の物權契約なるものは右の合意と登記との二者を以て其組成分子と爲すものとす(Enneccerus, a. a. O.; etc.)

今我民法の下に於ける所謂物權契約なるものは如何なる法律要件なりや獨逸の學者の所謂物權契約なるものと我國の學者の所謂物權契約なるものは果して同一のものなりや否や是れ一の重要な問題なりと云はざる可らず以下少しく之を論せん(未完)

佛國大革命の主因は經濟的なり

占部百太郎

- (一) 序言
- (二) 佛國革命の眞意義
- (三) 中央集權的なるも不統一なる王政
 - (イ) 中央政府(ロ) 地方政府(ハ) 混亂無秩序なる政治組織及び法律制度
- (四) 貴族及び僧侶の不正なる特權
 - (イ) 貴族の特權(ロ) 貴族の種類(ハ) 高級僧侶は特種の貴族(ニ) 下級僧侶は平民の味方
- (五) 無特權の階級
 - (イ) 實力を備へし中等社會(ロ) 農民社會の慘狀
- (六) 不健全なる經濟及び財政狀態
 - (イ) 保護政策の悪影響(ロ) 不統一なる經濟組織(ハ) 國王の財源、其の一、王領地
 - (ニ) 其の二、直税(ホ) 其の三、間税(ヘ) 混沌たる財政制度
- (七) 北米合衆國革命の影響
- (八) 結論